

食品安全委員会プリオン専門調査会 第1回会合議事録

1. 日時 平成15年8月29日(金) 10:00 ~ 11:55
 2. 場所 大会議室
 3. 議事
 - (1) 専門委員紹介
 - (2) 座長の選出
 - (3) 専門調査会の運営等について
 - (4) 伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保について
 - (5) その他
 4. 出席者
 - (食品安全委員)
寺田委員長、見上委員、本間委員
 - (専門委員)
吉川座長、小野寺専門委員、甲斐(知)専門委員、金子専門委員、北本専門委員、品川専門委員、堀内専門委員、山内専門委員、山本専門委員、横山専門委員
 - (事務局)
梅津事務局長、一色事務局次長、村上評価課長、宮寄評価調整官、梅田課長補佐
 5. 配布資料
 - 資料1 食品安全委員会専門調査会運営規程
 - 資料2 食品安全委員会の公開について
 - 資料3-1 諮問書(平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701020号)
 - 資料3-2 伝達性海綿状脳症に関するせき柱を含む食品等の安全性確保対策に関するこれまでの議論のとりまとめ
 - 参考資料1 EU科学運営委員会報告書等(英文、和文)
 - 参考資料2 OIE国際動物衛生規約
 - 参考資料3 EUのBSE専門家からの情報
 - 参考資料4 ヒアリング関係業界団体提出資料
 - 参考資料5 牛せき柱の使用実態について
 - 参考資料6 牛肉及びその副産物の流通フローチャート
 - 参考資料7 国産牛せき柱の取り扱いに関する都道府県等実態調査結果
 - 参考資料8 欧州BSE対策(せき柱関連)調査結果
 - 参考資料9 平成14年度厚生労働科学研究費補助金「プリオン検出技術の高度化及び牛海綿状脳症の感染・発症機構に関する研究班」報告書
-

宮寄評価調整官 定刻になりましたので、ただいまから第1回「食品安全委員会プリオン専門

調査会」を開催させていただきます。

私、食品安全委員会事務局評価課の宮寄でございます。座長が選出されるまでの間、私の方で議事を進行させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、初めに食品安全委員会の寺田委員長よりごあいさつ申し上げます。

寺田食品安全委員長 寺田でございます。まず、何よりも専門委員の就任をお引き受けくださいます、大変ありがたいと思っております。

内閣総理大臣の任命によりまして、8月27日付で12名の方の任命が行われました。皆様方には、私の方からプリオン専門調査会の委員へ指名をさせていただきました。辞令はお手元の封筒の中に入れてさせていただきました。

この食品安全委員会は御存じのとおり、今年の7月に発足し、ちょうどこれで2か月くらい経ちましたが、食品安全基本法に基づき内閣府に設置されており、私を含めました7名の委員と、約二百名程度の専門委員で分野ごとに構成された専門調査会から構成されております。このうち、本日発足いたしましたプリオン専門調査会は、牛海綿状脳症、いわゆるBSEを始め、感染症、食品衛生、畜産物流通に詳しい専門の方々にお集まりいただいております、プリオン分野の調査審査を行うための最強の布陣であるというふうに考えております。

この調査会では、食品安全委員会の発足のきっかけにもなった牛海綿状脳症、BSEを始めとするプリオン病に関する事項について調査・審議をしていただくこととなりますが、これは言うまでもないことですが、プリオン病については、科学的にまだ解明されていない点が多く、健康影響評価、リスク評価が難しい状況も予想されますが、国民の関心が極めて高い分野でありますので、皆様方のこれまでの経験、研究を十分に生かしていただき、私たち委員ともども、国民の健康の保護が最も重要であるという基本理念の下に十分な審議、評価をよろしくお願いいたします。

それでは、事務局より配布資料の確認をお願いします。前もってお断りしておきますが、私は、ほかの会議がありまして、この大事な専門調査会を中座することをお許しください。途中で退席させていただきます。ほかの会議がございますので申し訳ございません。

配布資料の方よろしくお願いします。

宮寄評価調整官 それでは資料の御確認の前に、今日の議事の概要なども先に御説明させていただきます。

お手元に第1回食品安全委員会プリオン専門調査会議事次第という資料がございますが、ごらんいただければと思います。

本日は、(2)にございますが、座長の選出をしていただいた後に、専門調査会の運営等についての御説明をさせていただきます、それから伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保について御審議いただければというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

座長の選出に先立ちまして、専門委員の方々の御紹介を申し上げます。「あいうえお」順で御紹介させていただきます。

まず最初に、小野寺節専門委員でございます。

甲斐知恵子専門委員でございます。

金子清俊専門委員でございます。

北本哲之専門委員でございます。

品川森一専門委員でございます。

堀内基広専門委員でございます。

山内一也専門委員でございます。

山本茂喜専門委員でございます。

横山隆専門委員でございます。

吉川泰弘専門委員でございます。

ありがとうございました。

本日は、以上 10 名の専門委員に御出席をいただいております。

このほか、甲斐論専門委員、佐多徹太郎専門委員の 2 名がプリオン専門調査会の専門委員でございますが、本日は、御都合により欠席という御連絡を受けております。

また、食品安全委員会から先ほどごあいさつを申し上げました寺田委員長のほかに、見上委員、本間委員がオブザーバーで出席させていただいております。

事務局の方は、配布いたしました座席表で紹介に代えさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本調査会の座長の選出を行っていただければと思います。

食品安全委員会専門調査会運営規定第 2 条第 3 項により、座長は、専門調査会に属する専門委員の互選により選任するとされております。どなたか御意見ございますでしょうか。山内先生どうぞ。

山内専門委員 BSE など、プリオン病のリスク評価に関して深い見識をお持ちの吉川委員を推薦したいと思います。

宮寄評価調整官 ほかに、山本委員どうぞ。

山本専門委員 私も山内先生の御意見に賛成で、吉川先生を座長に推薦したいと思います。

宮寄評価調整官 ただいま、山内委員、それから山本委員から吉川委員を推薦ということがございましたが、皆様いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

宮寄評価調整官 ありがとうございます。それでは、御賛同いただきましたので、座長に吉川委員が互選されました。吉川委員、座長席にお移りいただければと思います。一言、簡単にごあいさつをいただければと思います。

吉川座長 吉川でございます。今、委員長から説明がありましたように、もともと食品安全委員会をつくるきっかけになった BSE ですけれども、そういう意味では、本調査会は、できた専門委員会の中でも一番責任が重いと思いますけれども、幸い広い見識と、サイエンティフィックな能力の高い委員を選んでいただいたので、委員長としては忌憚のないフランクな議論ができて、調査会としてのコンセンサスが得られればよいというふうに考えておりますので、皆様の協力をお願いしたいと思います。

簡単ですけれども、あいさつに代えさせていただきます。

宮寄評価調整官 どうもありがとうございました。では、これから先の議事進行は吉川座長にお願いしたいと思いますが、ここで寺田委員長は所用のため退席させていただきますので、御了承いただければと思います。

(寺田食品安全委員長退室)

宮寄評価調整官 それでは、よろしくお願いいたします。

吉川座長 それでは、審議を始めたいと思いますけれども、最初に食品安全委員会の専門委員会の調査規定、運営規定第 2 条第 5 項というところがありまして、座長に事故があったときは、専門調査会に属する専門委員のうちから、座長があらかじめ指名するものを職務の代理をさせるということで規定がありますので、規定に従って座長代理を指名したいと思います。金子専門委員にお願いしたいと思います。

金子専門委員 御指名ですので受けさせていただきます。

吉川座長 よろしく申し上げます。それでは、議事に入らせていただきます。

まず最初に、食品安全専門調査会の運営等につきまして、事務局から説明をお願いします。

宮寄評価調整官 それでは、お手元の配布資料 1「食品安全委員会専門調査会運営規程」及び資料 2「食品安全委員会の公開について」に基づいて御説明させていただければと思いますが、

ここでちょっと資料全体の御確認もさせていただければと思います。

今、申し上げましたように、資料1、資料2のほかに、資料3-1といたしまして、諮問書ということで厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてにいただいている文書を付けさせていただきます。1枚紙でございます。

資料3-2「伝達性海綿状脳症に関するせき柱を含む食品等の安全性確保対策に関するこれまでの議論のとりまとめ」という資料を付けさせていただきます。

このほかに、委員のお手元には厚生労働省の方からいただきました種々の資料ということで、参考資料ということで配布させていただきます。これは、事前にお送りさせていただいたものと同じものがつづらせていただいております。また、資料が大部で傍聴の方には誠に申し訳ないんですけども、お手元にはいっていないかと思いますが、委員会後、事務局の方で自由に閲覧できるようになってございますので、必要な方は会議終了後に事務局の方にお申し付けいただければと思います。

それでは、お手元の資料1、資料2に基づきまして御説明させていただきます。まず、資料1でございますが、専門調査会の運営規程でございます。これは7月9日第2回の委員会で決定されたものでございますが、第1条にもございますように「食品安全委員会の専門調査会の設置、会議並びに議事録の作成等については、この規程に定めるところによる」ということで種々定められてございます。「(専門調査会の設置)」につきましても、第2条にございますが「委員会に次に掲げる専門調査会を置くほか、別表に掲げる専門調査会を置く」ということで、一～三のほかに、2枚おめくりいただきますと、食品健康影響評価を行う専門調査会として、別表に13ございます。本調査会は、上から9番目のところでございます「プリオン専門調査会」ということで、プリオンの食品健康影響評価に関する事項について調査審議することというふうになってございます。また、お戻りいただきまして、1枚目でございますが、第2条第2項「専門調査会は専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、委員長が指名する」。第3項で「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」ということで、ただいま吉川先生を互選いただきました。第4項に「座長は、当該専門調査会の事務を掌理する」。第5項に「座長に事故があるときには、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」ということで、今、金子委員を指名いただきました。「(専門調査会の所掌)」につきましても、第3条で規程されておりますが、当調査会の関係は、4のところの別表の左の欄に掲げる専門調査会の所掌は、同表の右の欄に掲げるとおりであるということで、先ほど御説明申し上げました2枚後ろの紙で、プリオン専門調査会の所掌事務が記載されているところでございます。

次に2枚目でございますが、第4条で議事録の関係について規程させていただいております。「専門調査会の議事につきましても、次の事項を記載した議事録を作成するものとする」ということで「一 会議の日時及び場所」から「五 審議結果」までが規程されております。「(専門調査会の会議)」につきましても、第5条で規程されておりますが、「座長(座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。)は専門調査会の会議を招集し、その議長となる」。2項で「委員は、専門調査会に出席することができる」という規程がございますが、これは食品安全委員会の7名の委員を指しているところでございまして、本日、寺田委員長と、見上委員、本間委員が御出席いただいたというところでございます。3項で「座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員」、つまりほかの専門調査会の専門委員ということ。「あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求めることができる」ということになっております。第6条で「(雑則)」ということで「この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が専門調査会に諮って定める」というふうになっております。

引き続きまして、公開の関係について資料の2で御説明させていただきます。表題は「食品安全委員会の公開について」ということで、第1回の委員会で7月1日に定められたところでござ

いますが、この資料の一番下の方の「5 その他」「(1) 専門調査会に関しても、原則として委員会と同様の扱いとする」ということをごさいます、この資料の委員会というところを専門調査会というふうに読み替えていただければという形でございます。1番から御説明させていただきますと、「委員会の活動状況の公開について」でございますが、開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。2番目「会議の公開について」でございますが、原則として公開とする。ただし、公開することにより、委員の自由な発言が制限され公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、または個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益、もしくは不利益をもたらすおそれがある場合については、非公開とするとされており。3番目「議事録等の公開について」でございますが、(1)で、議事録については個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益、もしくは不利益をもたらすおそれがある場合を除き、公開するとされており。また(2)で、非公開で開催された会議の議事録の公開に際しては、暫定的に発言者指名を除いた議事録を公開し、更に会議の開催日から起算して3年経過後に発言者指名を含む議事録を公開するというふうにされており。4番目「諮問、勧告、評価結果、意見等及び提出資料の公開について」の規程でございますが、(1)で専門調査会関係の諮問、勧告、評価結果、意見等については公開する。また(2)で、提出資料につきましては、原則として公開するとされており。ただし、公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示された特定の者に不当な利益、もしくは不利益をもたらすおそれがあるものについては非公開とするとされており、既に、この定めに基づきまして、本日の調査会も公開で開催させていただいているところでございます。

以上でございます。

吉川座長 ただいまの説明の内容あるいは記載事項について御質問がございましたらお願いいたします。

特にないようですので、それでは次の議題に入らせていただきたいと思います。

今日のメインの議題になりますけれども「(4) 伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保について」でございます。

事務局の方から、まず説明をお願いします。

宮崎評価調整官 資料の3-1、それから資料の3-2に基づきまして御説明させていただきます。

まず、資料の3-1でございますが、伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性の確保について、厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに、食品安全基本法第24条第3項の規定に基づいて、食品健康影響評価について、委員会の意見を求められているという文章でございます。

7月1日付でいただいておりますが、この諮問の趣旨につきましては、第3回の7月18日の委員会で、厚生労働省から御趣旨を御説明いただきましたので、若干その中身を御説明させていただきます。具体的にどのような意見を求められているのかということをお説明いただければ、厚生労働省の担当の方から、「お願いしたい中身というのは2つございますということでございます。1つは神経節、これは背根神経節になるかと思いますが、それを含むせき柱のリスクがどれくらいであるのかというのが1つ。また、現在、そのせき柱を使って生産されている食品あるいは製品のリスクをどの程度考えるかというような2点」というふうにお説明をいただいております。

前者のせき柱のリスクにつきましては、後ほど資料の3-2で御説明させていただきますが、厚生労働省の審議会の方でも議論されており、それをとりまとめたものというのがございますので、それで御審議をお願いしたいというふうにお伺いしております。それから、後者のせき柱を使って生産されている食品、あるいは製品のリスクをどう考えるかという点につきましては、どのような製品が、どのような過程でつくられているのか、どのような製造方法でつくられ

ているのかについて、厚生労働省としても一度調査をしているんですけれども、まだまだ不十分な点がありますから、その点を、追加調査を考えているところですよという御説明がありまして、今、実際にいろいろと調査の設計実施を御検討されているようですけれども、それらについては、今後いろいろ情報をいただけるというふうに考えております。以上が、厚生労働省の方から当委員会の方に、あるいは専門調査会の方に調査審議していただきたい事項ということで、御説明があった事項でございます。

次に、それでは厚生労働省の方で6月までにどのような議論がされてきたのかというのをとりまとめられたものが資料としていただいております。それが、資料の3-2でございますが、これについて簡単に御説明させていただければと思います。資料の3-2は、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会の伝達性海綿状脳症対策部会というところで3回にわたっていろいろ御議論が行われたようですが、そのとりまとめという性格のものとして承っております。これには、実は当専門調査会の専門委員にもなられております品川先生、あるいは山内先生がいろいろ御尽力されているということもございまして、ちょっと中身の専門的なことについては、いろいろ御助言というか、意見を賜わればというふうに思っております。このとりまとめにつきましては、まず「1 牛のせき柱の感染性」というところから種々とりまとめられているところがございますが、大体これをサマライズしたというか、わかりやすくなっている表が8ページに付いてございますので、ここも適宜見ていただきながらということで、御説明を進めさせていただきます。

1ページでございますが「1 牛のせき柱の感染性」ということで「(1)組織の感染性」につきましてまとめられているところでは、これは英国の中央獣医研究所で実施された実験の成績を基にとりまとめられているということで、BSEの発症牛75頭から採取して集めた脳の組織を100gずつ経口投与されて、それを経時的にと殺されて、その組織ごとの感染性というのをマウスの脳内接種及び腹腔内接種、牛脳内接種等で調べられているというようなことの結果でまとめられているものでございます。マウスの脳内接種及び腹腔内接種の実験は完了しているが、牛の脳内接種ではいまだ感染性が見られていないものについては、観察が現在も続けられているというようなことございまして、内容につきましては、事前に先生方にも見ていただいていると思っておりますので省略させていただきます。

「(2)感染価の推定」ということでございますが、これも英国の中央獣医研究所の試験結果を基に感染価が推定されていますが、これは牛の経口接種によるものでございます。

次に「(3)背根神経節の感染性とその感染価」ということで、(1)及び(2)の結果等に基づく推定された感染牛の感染性の組織間分布によると、背根神経節には脳及びせき髄と同じ時期から感染性が検出され、その感染価はということでもまとめられてありまして、2行飛びますが、せき髄と同程度であるとされている。また、発症した個体の三叉神経節、投与後6か月、18か月の回腸遠位部、投与後38か月の骨髄と同程度であるとされているということ。あと、なお書き以下には、14年度の厚生労働科学研究で佐多先生が行われました研究で、これは国内の感染例1頭を用いた実験結果でございますが、異常プリオンたんぱく量は単位重量当たりの相対比で表わした場合、延髄の門部を100としたときには、背根神経節は0.175という結果になっているということでございます。

「(4)同種間と異種間における感染価の違い」ということで、マウスと牛の異種間の場合には、感染価が500倍違うというようなことがまとめられているところがございます。

「2 全頭検査及び特定部位の除去によるリスクの低減」ということで、まず1つ「(1)全頭検査によるリスクの低減」ということでございます。我が国では、スクリーニング検査としてPlateliaによるELISA法が行われているわけですけれども、それについていろいろ考察された結果、おおよその検出限界は1g当たり、マウスの脳内接種で2ID₅₀であるということでございます。1枚おめくりいただきまして、3ページでございますが、上から3行目、すなわち、

延髄門部にマウスの脳内接種で2 I D₅₀以下の感染性を持った牛は、全頭検査をしてやっているわけですが、陰性として判定されるということで、全頭検査の信頼性は高く、全頭検査の実施により、伝達性海綿状脳症のリスクは大幅に低下することはできると、そういうことはできますけれども、検出限界以下について感染性を有する牛の存在は否定できないというふうにされております。

「(2)特定部位の除去によるリスクの低減」ということで、BSE発症牛中の組織ごとの感染性について、スクレイピーの成績を外挿した成績ということで、脳64.1%、せき髄25.6%、三叉神経節2.6%、背根神経節3.8%、回腸3.3%、脾臓0.3%。脾臓の場合は、牛では感染性はまだ報告されていないわけですが、それから眼が0.04%で、トータルすると99.74%と推定されているということで、現在、我が国では脳、三叉神経節、眼を含む頭部、せき髄、回腸遠位部を特定部位に指定し、除去しているということから推定すると、95.64%の感染性が除去されているということになるということになります。それから、潜伏期中のBSEのプリオンの分布も完全にわかっているわけではございませんけれども、ここにあるようなことがわかっているということで、これは8ページの表とも照らし合わせていただければわかりやすいかと思えます。これらのデータから、BSEの感染牛について、潜伏期も含めてですが、我が国で採用している全頭検査による検出限界以下であるために陰性と判定される牛は、感染の早期または中期に相当するものであって、その大部分のプリオンは回腸または扁桃に存在するものと考えられるということと、あと背根神経節のリスクについては、現在、特定部位としているせき髄と同程度であるというようなとりまとめがなされております。

それから「3人へのリスク」につきましては、プリオン病は種を超えて伝達するわけですが、同種に比べて異種に伝達する場合は効率が悪く、いわゆる「種の壁」と表現されるようなものが存在するということが、先ほど牛からマウスについては500倍必要だというようなこともありましたけれども、では実際に牛から人への場合はどうなのかということ、なかなかデータがないということですが、潜伏期の関係のデータで報告されております。

以上が厚生労働省の方で背根神経節のリスクを中心に、せき柱のリスクを検討されたとりまとめということでいただいているところでございます。

4ページの参考1以降は、リスク評価というよりは、管理の問題になろうかと思えますけれども、必要な情報の1つとしては「1食肉処理におけるせき柱の取扱い」ということで、その段落の下から4行目でございますけれども、背根神経節は、せき髄吸引除去を行ってもせき柱側に一般に残存すると、また、せき柱と食肉の分離の際には、背根神経節は椎骨内に位置していることから、一般にはせき柱側に残ると考えられるということがございます。

それから2番目としては「脱骨後のせき柱の加工状況」。3番目としては「製造加工処理の方法」がまとめられています。

6ページ目でございますが、これは厚生労働省の部会の方でも議論の契機の一つとなったものでございますが、OIE国際獣疫事務局の方の国際動物衛生規約が2002年5月に改正されまして、食品等の製造に使用すべきではない部位として、6か月令を超える牛について、従来の脳、眼、せき髄、回腸遠位部に加えて、新たに頭蓋及びせき柱が追加されたということでございます。後の説明は省略させていただきますが、このことについて参考としてまとめられているところでございます。

おめくりいただきまして、最後の9ページ目が、厚生労働省の方の部会で御検討いただいたメンバーでございまして、本日、当委員会の方でもお願いしました専門委員の方々にも入られている方が何名いらっしゃいますが、こういうメンバーで検討されているということでございます。

資料の御説明は以上でございます。

吉川座長 どうもありがとうございました。それでは、議論に入りたいと思えますけれども、最初に、このとりまとめをしていただいた厚生労働省の方の委員会の品川委員、山内委員に今の

事務局の説明に対して、もし補足しておくことがあれば、説明していただくとありがたいですけれども。

品川専門委員 私の方は、このまとめられたところを見ていただければ、これ以上のものはないと思いますので、もしわからないような部分がありましたら、我々で説明した方がいいということがあったら、その部分は説明させていただきますが。

吉川座長 山内先生の方は。

山内専門委員 私の方も特に追加することはございません。御質問があればお答えしたいと思います。

吉川座長 わかりました。では、審議に入って適宜説明の必要なところは、山内先生、品川先生以外にも、小野寺先生、北本先生、山本先生、厚労省の方で議論した委員になっておられるので、経過がよくわかると思いますので、よろしくお願いします。

それでは、厚労省の方から諮問のあった伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保について審議を始めたいと思いますけれども、資料を前もって配られていたと思いますし、今、大体事務局の方から説明がありましたけれども、大きく2つの点に関して、1つは背根神経節のリスクをせき髄と同等のリスクと考えるという厚労省の方からの委員会の方針ですけれども、これに関して、どなたか御意見ございますでしょうか。

小野寺専門委員 本日の厚労省の方の依頼ということで2つあったと思うんです。1つは、せき柱のリスク評価と、もう一つは、製品のリスク評価と2つあったと思うんですけれども、今回、製品の方のリスク評価は余りデータがないものですから、前半の方が主な議題になるわけですか。

吉川座長 でも、別に今の説明の後ろの方にも食品の流過程、加工過程についての委員会のものもありましたから、それについて質問があれば、それも審議したいと思います。

小野寺専門委員 わかりました。

吉川座長 厚労省の方の委員会の方は、何度も議論をしてきたと思いますので、特に厚労省の中で意見が割れたということもなかったわけですね。

品川専門委員 そうですね。

吉川座長 そうすると、むしろ今日は半分の方は、その委員会には属していないので、むしろそっちの方で、厚労省から出てきたコンセンサスについて、もし質問あるいは私はそう思わない、必ずしもそうでもないのではないかという意見があるようでしたら伺いたいと思いますけれども、いいですか。要は交感神経節からせき髄に入ってくるわけで、神経回路としては、感覚神経からせき髄根を通過してせき髄に入ってきますから、一番付属しているせき髄と似たようなリスクを持つだろうということに関して、そんなに異論はないと思いますし、脱骨の過程でどうしても背根神経節が椎骨の中に入ったところで神経節の接合をしますから、せき髄を除いたとしても、神経節はせき柱の方に残るとということに関しては、これはそれでいいわけですね。既に厚労省の方の調査で。では、その点に関してはいいですか。小野寺先生。

小野寺専門委員 せっかくですから、参考資料の1 - 5にアイルランドのフード・セーフティ・オーソリティーのリスク評価というのがあって、いろいろ数字がたくさんあって、その後ずっと日本語の説明があるわけですけれども、ページはちょっと下が切れていますけれども、大体20ページぐらい後から、Det Norske Veritas、DNVコンサルティングとあります。そういうことで、そこには一応訳文として「アイルランド食品安全局の要請による背根神経節のBSE感染性に関するリスク評価」と書いてあるわけですけれども、それを見ると、例えば次の次のページに「実施概要」と書いてあって。

北本専門委員 何ページになりますか。

小野寺専門委員 ページが入っていないんですけれども。

吉川座長 今言われたのは、参考資料一覧の1のアイルランドの。

小野寺専門委員 1 - 5です。ここで、ちょっとページ数が入っていないのであれなんですけ

れども、最初が英語で、その後に日本語版になっている。日本語版で言えば、4ページぐらいになるわけですが、こうやって一応細かい字がたくさん書いてあって。「実施概要」のところです。「アイルランドでは」という3つ目のパラグラフです。2000年に約190万頭の牛がと殺されて、日本と同じぐらいかなと、ちょっと多いですけども、国内で消費されたのはわずか20万頭であったと。国内消費用にと殺された牛の5%は3歳を超えているということで、実際には、その下に書いてある臨床症状発症前の1暦年にと殺されたものは、約79頭と推定されると書いてあるわけですが、それに関して、いろいろこの数字を基に、いろいろリスク評価が細かく、例えばケース1として、Tボーンステーキを1年間当たり幾ら食べたとか、そういうことが割合統計的に書いてあるんですけども、こういうリスク評価に関して、もっと数字的なことを日本でもやろうと思えば可能なんではないかと、私は何となく思ったんですけども。そういう数字もこれから出してみたらいいんじゃないかと。今回の厚労省で出した背根神経節からBSE病原体が一応ウエスタ・プロットィングで陽性となったということに関しては、それは黒であるということに関して認めますけれども、その後、細かいもので、どの程度の黒なのかという問題とか、そういうことに関して、今回ではなくて将来の仕事の進め方ですが、このぐらいのデータぐらいはアイルランド並みにやった方がいいのかなと思うんですけども。

吉川座長 今の指摘は、かなり私も大事なことだと思いますし、厚労省の委員会の方も、1番目の課題は、ある意味では定性的な定義に近いようなもので、陽性牛を取ったら、そのときの背根神経節のリスクはせき髄のリスクと似たものであるという結論であって、実際の流通製造過程を通じて、食品全体としてのリスクがどうかということは、今、小野寺委員から指摘のあったような格好で、ある程度定量的なリスク評価というのが必要になると思いますし、そういう点で、調査がまだ不十分で、その部分は結論に至っていないというのは、先ほど事務局の方から厚労省の方もそう考えていると追加がありましたけれども。実際に考えてみると、2001年10月に肉骨粉の製造・使用禁止をしてほぼ2年ですから、毎年120万頭の子牛が産まれてくることを考えると、もう既に240万頭ということは、日本の牛のほぼ半分がバーンをした後に産まれた牛ということになるわけですし、と場に来る牛のほぼ半分もそういう意味では肉骨粉を食べていない牛になるわけで、陽性牛のリスクはそうですけども、食べなかった牛のリスクをどう考えるかというのも、現実的には大事な問題ですし、当然来年からも120万頭産まれて60万頭殺されているということを、そういうダイナミズムを考えれば、5年後にはほとんど肉骨粉を食べない牛ばかりになるわけで、その辺も定性的ではなくて、ダイナミックにポピュレーションとして一律という考えではなく、例えば食べなかった牛について、と場検査をかつ免れて、人の方に製造工程で入ってくるリスクがどのぐらいかと、あるいは5歳以上ではどうかといった分析というのは、現実的には必要になるだろうというふうに私も思いますけれども、どうでしょうか。

山内専門委員 将来のリスク評価という問題と、その前に、やはり背根神経節にリスクがあるかどうかということに関して、それが厚生労働省の方の委員会では行われてきたわけですし、それに関しては、やはり実験的な結果から、脳に関しては実際にどれぐらいの感染性があるかということ調べて、せき髄だとか背根神経節は推定でもって、やはり同じ程度であるということがデータとして示されていたことから、委員会としては少なくともリスクのある部位であるという結論になったという、その点の確認をちゃんとしておいていただいた方がいいんじゃないかというふうに思います。

吉川座長 それは先ほど第1項目として、せき髄と同等のリスクを持つだろうという結論に関して、だれも疑義がなかったのも、私は、それは厚労省の委員会と同じ結論であるというふうに理解をしたんですけども、それはいいですか。

小野寺専門委員 もう一回、この黒であるということに関して。

吉川座長 では、それに関しては当専門委員会としても、厚労省の委員会が出した結論、せき柱、特に背根神経節を含むせき柱に関しては、あるいは背根神経節そのものがせき髄と同等のり

スクを持つということに関しては同意すると。

山内専門委員 もう一つ追加をしますと、海外ではこういった部位は、すべてスペシファイド・リスク・マテリアル、SRM、特定危険部位というふうに見なしているわけです。日本の場合には、どういう位置づけになるのか。これは管理の問題にも関わってくると思うんですが、そうかといって、余り評価と管理をきれいに分けて議論はできないので、一言コメントしたいんですが、今、脳とかせき髄とか幾つかの部分が特定危険部位、これはなぜか役所はいつの間にか特定部位になっているんですが、これもよくわからないんですが。一昨年10月の時点で、厚生労働省の書類は特定危険部位なんですが、今は全部特定部位になって、これが1つわからない点。それから、特定部位でいきますが、特定部位として幾つかのものがあると。今度、背根神経節、せき柱を特定部位と見なすのか、どういうふうな対応にしていくのか。実際には、と畜場法と食品衛生法と、厚生労働省の中でも2つに分かれてしまっているんですね。ですから、ここで出す結論というのは、せき髄や何かほかの特定危険部位と同等の危険性を背根神経節は持っているということでもいいのか、特定危険部位と見なすべきであるというふうにするのか、外国の場合はそうなんです。OIEを始めとしてEUもすべて特定危険部位という表現になっていると思うんです。日本だけどういうふうにするのか、その点もちょっと検討していただきたいと思います。

吉川座長 わかりました。

品川専門委員 今のことに関連してなんですが、特定危険部位というと、日本はと畜場法の関係なんだろうけど、これはと畜場で取らなければいけない。それで、今のせき柱をと畜場で取ったら、これは後の食肉加工で困るから、これは外しているという。これは、始めてBSEが出たときにも背骨の話は一回出たことがあるんです。それでうやむやになって、今の状況になっているんですが、今、OIEの方で2002年に特定危険部位という形にしたわけです。ですから、日本で今度これをやるとなると、食品衛生法の中でやる。そうなるという言葉として特定部位というんですか、これだとまずいと、どうもそんなところがあるんじゃないかと思うんですが。これは行政の方の問題であって、勝手に名前を付けていることであって、危険かどうかということは別の問題だと思っんです。どこで取るかということ、これもまた別の問題ですので、私はそういうふうに思いますし、何かこのことで行政の方で追加ございますか。

宮崎評価調整官 一般的に専門の先生方の中かどうか、国際的にもそうかもしれませんが、特定危険部位に入る入らないという話と、法律上位置づけられる名称の特定危険部位に入れるか入れないかというのは、ちょっと違う話だというふうに考えております。法律上に位置づけるかとか、どうするかというのは、食品安全委員会と、管理側である今回の場合は厚生労働省ですけれども、その関係から言うと、食品安全委員会の方としては、リスクをある程度どういうリスクなのかというのを評価すれば、それを法律上の危険部位に入れてマネジメントをするのか、ほかのマネジメントオプションでマネジメントしていくのかというのは、それは純粋に管理側の問題で、厚生労働省が施策の1つとしてどれを考えるかという話になりますので、一般的にせき柱が危険部位になるということと、法律上どう位置づけるかということはちょっと違うというふうに考えております。

吉川座長 そういう点で言えば、うちの委員会は余り気にしなくてもいいと、そういうことですね。リスク管理の方は、リスク評価に基づいてやってもらえばいいと。そこら辺は行政の方に任せるとして、委員会として。

山内専門委員 そうすると、要するにこの委員会としては、例えばせき柱は特定危険部位と見なすと言っても構わないということですね。

吉川座長 そうだと思いますけれども。

宮崎評価調整官 法律上の用語としてでなければ、そういう表現はあると思いますけれども、ただ日本の場合、そういうふうにしたときに、法律上もそういう用語がありますので、誤解を受ける可能性はあるので注意して使わなければいけないかとは思っています。

吉川座長 　なかなか微妙だと思えますけれども。

山内専門委員 　でも国際的には特定危険部位で、いろんな我々の報告でもときどきSRMと括弧して言っているその表現であって、それを同等と見なすという非常にあいまいな表現になってしまうというのは、何かすっきりしないというふうに私は思います。

吉川座長 　そうですね。そういう点でサイエンティフィックに考えれば、行政の従来法の中での仕分けの適用の問題はあるにせよ、せき髄と同等のリスクがあるという結論と考えれば、概念としてはその後の処理の過程、あるいはどこでやるかという問題は別としても特定危険部位の中に含まれるという考えで、委員会としてはいいのではないかと思いますけれども、どうでしょう。

梅田課長補佐 　繰り返しになるかもしれませんが、日本では法律上、特定危険部位というのは、と畜場で除去し焼却するものをそのように言っているということから、せき髄と同様にこれを特定危険部位というふうに結論を例えば出したとすると、それはと畜場で処理をするというふうにイメージされるということになってしまいますので、リスク管理側のオプションまで特定してしまうという誤解を生じる可能性がありますので、せき柱についてはと畜場で処理をするのか、あるいはと畜場から出ていって、食肉処理場、その他骨を取り外す肉屋さんとか、そういったところで対応を取るのかというのは、今、厚生労働省の方で検討しているというふうに承知しておりますので、その部分につきましては、そういう御理解の下に用語をお使いいただければというふうに思っております。

山内専門委員 　この調査会というか、食品安全委員会自身が、科学者が自由に発言をする場としてつくられたものであると理解しておりますし、勿論そこに行政的ないろいろな背景というものを考えなければいけないと思うんですが、科学的な表現をしていく場合に、中途半端な、しかも行政の法律でこういうふうに決まっているからということで表現を抽象的なままで終わってしまうというのは、何とかなく、最初からちょっと割り切れないような感じがいたします。

小野寺専門委員 　いわゆる白か黒かということが科学的なところで決めるというのは、リスク評価で重要なことだと思うんです。その後、例えばヨーロッパでもちょっと仕事をやったことがあるんですけども、そうしますと、その後、どういう条件だったら白であるかと、どういう条件であつたら黒であると、そういうところを仕分けするとか、あとどの程度黒なのかとか、どの程度白なのかという数字ですね。それを出すという2つがその後の重要な仕事になってくるかと思うんですけども。

吉川座長 　わかっております。多分、小野寺先生が最初に言いたかったことは十分わかっているし、ただ最初の方の問題の決着をつけておきたいと思えますけれども、用語は法律用語としてどう動くかという影響力があるにせよ、当委員会としては背根神経節のリスクレベルに関しては、厚労省の委員会の結論に同意する。すなわち、ほかの特定危険部位と同じようなリスクを持っていると考えます。それは、行政サイドの現場で、どこで脱骨をするかということは当委員会としては特に気にしないということでもいいでしょうか。

北本専門委員 　内閣府でこれがつくられて、特に食品の安全が重要である、そのときに科学者のサイエンティフィックな自由なディスカッションが必要であろうということで、この専門委員が開かれたと思うんですけども、それであれば、今まで例えば厚生労働省で行われていた議論で、実施団体でもある厚生労働省というところと、一つ離れてディスカッションの場ができたわけですね。是非、こういうことは可能なかどうかわからないんですけども、我々がこういうふうに提言しましたと、だから実施機関としての厚生労働省はこんなことをしましたと、それに対して我々はアセスメントできるのかと、それで十分なのかどうかという、この委員会としてですが、専門委員会として評価することができるのかというのは非常に重要だと思いますので、一方通行ではないということの確認をお願いしたいんですけども。

宮寄評価調整官 　今の御質問ですが、フォローしていくというのは、当委員会の重要な業務の1つでございまして、例えばこの例ですけども、背根神経節のリスクが同程度ありますよとい

うことを評価して、返したら当然リスクがありますよということなので、マネジメントとしていろいろな手法、勿論コストとか実現可能性とか、いろんな要素を含めて考えられると思います。その結果、リスクがあるということに対して、どのぐらいできているのかというのは、当然モニタリングというか、フォローをしていって十分でなければどうかとかいうのを追加的に後からフォローしていくということになるかと思えます。

吉川座長 わかりました。

甲斐(知)専門委員 今の北本専門委員の質問に続けてなんですけれども、終わった後のリスク、取ったらどのぐらいかというリスクだけではなくて、今の言葉の問題で、こちらが自由に議論をして、名前としてもこれは特定危険部位と言ってしまって、そうすると法律ではそうなったらと場で取らなければいけないから、いろいろ困ることがあると。そうすると法律にも触れてくると思うんですけれども、その法律をある程度変えて、あるいは附帯条項を付けて、だけれどもこういう取り方をすればいいとか、肉はこういうふうにして、ただしこういう扱いをせよとか、そういうことによって対応しましたとか、そういう法律にも触るようなところでも自由に、そういうアセスメントを入れて自由に発言できるというなと思うんですけれども、そういうことはいかがでしょうか。

村上評価課長 本委員会がつくられたというのは、そもそも管理というのと、サイエンティフィック・アセスメント、だから評価というのを分けて考えようと。管理の実現可能性を常に考えつつ評価を行っている、評価が歪む可能性がある、評価はサイエンティフィックにやろうと。その評価を基に最も適切な管理の方法は何かというのは、管理機関側で考えてもらおうと。そういう役割分担になっているわけでありまして。ですから、勿論、評価の御議論の過程で、管理の話に入ってってしまうのはしょうがない部分があるかと思えますけれども、できる限り管理の実現可能性ということとはとりあえず置いておいて、サイエンティフィックにはどうかと、ですからこの場合であればリスクの程度はどうかということに特化して御結論をいただいて、それで管理側でどのような管理をするのかというのは、管理側がこういうやり方でやってみますということで、実際に実施した後、モニタリングをするという形での役割分担をしていただければというふうに制度上はなっているというふうに事務局では考えております。

吉川座長 わかりました。では、そういうことで、最初の前段の方に関しては、当委員会としても厚労省の委員会の結論に同意するということにしたいと思えます。それから、第2番目の厚労省の方でも追加調査中というせき柱を含む食品のリスクに関してですけれども、これは先ほどちょっとアイルランドのことも出ましたけれども、すべての牛を同等の危険率として考えるか、それともアフターバーンとか、あるいはリアルバーンとか、幾つかの母集団のリスクから検査を経て製造工程に入ってきたフローチャートの中で、それぞれの最終リスクをどういうふうに評価していくのかという考え方があるかと思うんですけれども、それは決して第1番目の結論と矛盾するものではないと私は思うんですけれども、その辺に関しても、一部厚労省の方の委員会で、流通過程、脱骨した後どこにどのぐらいの率で流れていて、どういう工程を取るかということ。それからと場での検査感度の問題について、まだ全体評価という格好で整合性を持って流れた最終リスクの総括評価にはなっていませんけれども、個々に関しては、それぞれわかっている範囲のデータが付記されていたと思うんですけれども、この辺に関して御意見はございますでしょうか。

品川専門委員 これは今、せき柱の問題ですね。ここのところでこれは一応言葉としてSRMという言葉で決めたと。そうなった場合、これは要するに、そのものの程度がどうか、食品になっていくところを調べるとなれば、これは更に拡大すれば、せき髄だとか脳も同じようにするという方針なんですか。そこのところ、基本的なところなんです。

吉川座長 その辺も含めて議論していただきたいと思うんです。多分、基本的にはだんだんとそういう問題が時間を経ていくにつれて、この委員会では議論せざるを得ないと私は思うんです。

未来永劫定性的な結論のままいくわけにはいかない。そういうわけで、毎年ポピュレーションは変わっていくわけですから、どういうふうに考えたらいいのかということです。

北本専門委員 その前に、やはりバッググラウンドを品川委員から説明すべきであったと私は思うんです。質問があったらということではなくて、我々が厚生労働省の委員会でもかなり危機感を持って専門委員がディスカッションをしていたのは、2002年にはOIEで提言をされて、既に2002年8月には遅くともせき柱がSRMとして除去されている状況にあるわけです。ヨーロッパ各国で。そういう状況を踏まえて、日本はどうなんですかと、このまま放置していいんですかと、リスクアセスメントだけやっけていいんですかという状況がまずあるんです。だから、座長の言われるように、私は将来的なリスクアセスメントというのは非常に重要だと思うんですけれども、現時点で食の安全性をパーセンテージで言えば、SRMも95%ぐらい安全だという今の日本の状況を98%以上安全だというふうに、せき柱を取れば3.8%上がるわけですから、そういう状況にしませんかと、一刻も早くしたいなというのが厚生労働省でディスカッションしていたことなんです。だから、それに向けて我々はディスカッションをしていたわけです。この会に期待するのは、実施団体である厚生労働省に向けて、SRMないしそれに同等の対処をしてほしい、すべきであるということが、まず1点結論として、それは誘導になるかもしれませんが、私は非常に重要なことだと思いますので。

品川専門委員 今、北本先生が言われたことに関しては、これは最初の段階のところ、これはそういう形に決まったと理解してよろしいですね。違いますか。

吉川座長 はい。

品川専門委員 ですから、北本先生の言われたことは、一応このところでOKだと。その上で、第2番目の方の問題は、SRMを使って製造した食品のリスクアセスメントをここで行いましょうという形のこと、今出てきているわけなんです。ですから、今はせき柱なんです、私が先ほど言ったのは、更にそこに脳だとか、せき髄が加わってくるのかどうか、それを区別する何らかの理由があるのかということなんです。そのことをちょっと発言したわけです。

吉川座長 わかります。

北本専門委員 いや、わかっていないです。具体的に意図することを教えてください。だって、既に脳とせき髄はSRMとして除去されているわけですね。

品川専門委員 除去されて、今は焼却されているわけなんです。せき柱に関しては、今までそういうことはなくて、指定されていなかったわけです。ですから、要するにこのところでSRMとして認定して、それに準じた形の措置を取ってほしいということになると、これはやはり焼却ということがまず出てくるだろうと思うんです。そういうことではなくて、今まで指定されていなくて、そこから食品の原料となっていたということであるから、そのものについてSRMの指定を受けた後も、更にそのリスクを評価するというのが、本当に現実的なことなのかどうか、当面のことです。もしそのリスクを評価するのであれば、どうして脳とかせき髄はしなくていいのかという1つの矛盾が起きてくるような気もするわけなんです。わかりましたか。私の言っていることはそういうことです。

吉川座長 わかります。それは、いろいろな場面で、別に牛に限らず、血液の輸血もそうで、どこでどう線を引くかという問題は本来であれば定量的なリスク評価に基づいて柔軟な対応を取らなければならないですけれども、危機管理のときには一網打尽に止めるという方針から動いてきているとは思いますが、先ほどの小野寺先生の意見は、それなりに当委員会で議論する必要があるかなと思ったのは、別にSRMを全部解除しろということを言っているわけではなくて、牛が全部同じ危険率を持っているとは私は思いません。それはヨーロッパのアイランドのものにもあるし、イギリスの中にもある。日本もそういう意味では、10歳の牛と、6か月の牛が同じリスクを持っているはずはないわけで、その辺を当委員会としては、どういうふうに議論していくか、あるいは厚労省に投げ返すにしても、杓子定規にこれはこういう分類ですからこうしな

いというなら、うちの委員会はあってもなくても余り意味がないような気もしたものですから、ちょっと問題を提起しました。座長が勝手に言ってしまって申し訳ないんですけども、せっかくフランクに議論をするという場ですから、行政の方は後について来てもらうとして、それなりのそれぞれの頭の議論をしてもらえると私は非常にこの委員会として開く意味があるのではないかという気がしたものですから、あえてアンチテーゼを言ったみたわけですけども、小野寺先生どうですか。

小野寺専門委員 そうですね。一番初めの原材料のリスクに関しては、もう少しアイルランド並みのデータが欲しいという、それは毎年毎年少しずつデータが変わってくると思いますけれども、それが思った部分です。一応、原材料は黒であるということは決まっているわけですから、それに関しては全然異論はとなえないところですけども、その後、後段の製品のリスク、食品のリスクです。それに関しては、今、厚労省が調べていると。例えば今回は、せき柱、椎骨はどの辺まで出回っているのかという調査をやっている最中なんですね。そのデータを見ないとどうも言えないし、場合によって椎骨の成分が例えばどの辺の食用に、どういう食品にどう分布しているのかという一覧表みたいなものを見たいなとは思っているんですけども。その数字をもう少し見たいなと。それから評価ということになるのかなと思っているんですけども。

吉川座長 済みません、いろいろと混乱させてしまって。第1回なので少しそれぞれの委員の考え方を聞いておきたいと思っておりますので。では山内先生。

山内専門委員 今日配られている資料3-2の4ページに「(参考1)わが国におけるせき柱の利用状況」というのがあります。これが第2段階の問題につながっているんだと思うんですが、ここで流通自体の話はともかくとして、実際に使われているものに、例えばゼラチンの場合だとこういったリスク評価が行われている、バリデーションが今ヨーロッパで行われている、それはどう考えたらいいのか。もしくは、エキスの場合の処置。これは実際にどれぐらいの除去効率になっているのかとか、そういう具体的なリスクについての議論が必要なんではないでしょうか。

吉川座長 そうですね、私も賛成です。

品川専門委員 今、山内先生が言われました例えばゼラチンでも原料として脊椎は入っていないはずなんです。まず、最初の段階で。それ以下のところでの問題ということになるものですから。ですから、今のこのところだと、ゼラチンとそれ以外のものに関しては、もう原料のところが違うという認識を私は持ったんですが。脊椎の背根神経節を含むような脊椎はゼラチンの原料に最初からならないと。

山内専門委員 そういう意味で、ゼラチンの場合のリスク評価、これはヨーロッパでやってきたのは、脳やせき髄の汚染ということを前提としてやっていたわけですが。勿論、そのときにせき柱も使って骨を原料とした場合、そこに脳やせき髄、いわゆるSRMが混入したときのリスクがどうであるかと、そのときに背根神経節だけに絞れば。

品川専門委員 だけど、実際に原料とする場合はそういうものを使わないけれども、要するに何らかの形でコンタミした場合にゼラチンは大丈夫かどうかという形を工程を追ってアセスメントしているわけですね。それで大丈夫だという形になっているんです。だから原料に背骨を入れていいという、そういうこととはまた違うんですね。ですからOIEの2002年のところ、6ページのところを見てくださいと、要するに食用等の製造に使用すべきでない部位、要するにSRMの中にこれを加えてしまっているわけなんです。ですから、要するにサイエンスとしてどの程度ではなく、不活化していくか、その問題というのは、これはいろいろ脳を含めて議論をするということが、食べる食べないではなくて、私は必要だと思うんですが。もう片方で、食品ということ考えた場合に、それが大丈夫なのかどうかということが私はあるだろうと思うんです。

吉川座長 横山委員どうぞ。

横山専門委員 背側神経根のリスクではなくて、我が国の牛の背側神経根のリスク評価、または脳、せき髄も含めて、やはりそれが必要なのではないかなと。ゼロリスクを求めるということであれば、今、進んでいる方向で背側神経根も含めて全部処分しましょうと。実際に、疫学状況からこれを取らなかったときに、では我が国ではどのぐらいの、本当のBSEのリスクがあるのかどうかということの評価も必要なのではないかなというふうに思いますけれども。

小野寺専門委員 そういう原材料のリスク評価、それに関してはかなり統計的な処理とか、そういう疫学的な処理という専門的な解析が必要かと思うんですけれども、もう少し、例えばこれからやるとか、そういうことにはなるんですか。

吉川座長 いや、当委員会でそういうシナリオに基づいてリスク評価をしてみてくださいと、例えば我が国の牛、禁止以前に産まれた牛、禁止以後に産まれた牛、それぞれのせき髄神経根がどのぐらいのリスクを持っていて、もしそれが検査で引っかからないレベルの脳に蓄積があったときのせき髄根濃度としてはどのぐらいのもので、それが次の過程に行ったときに、どのぐらいの低減を経たときに、どのぐらいの最終リスクを持つのかというぐらいの細かいシナリオがないと、余りリスクコミュニケーションとしてはまともなものにならなないと私は思って、そういう意味では、是非そういうリスク分析をしてくれる委員会なりを立ち上げてもらえるといいかなと。

小野寺専門委員 そうすると、そういう研究プロジェクトチームが欲しいとここで言っても構わないわけですね。

吉川座長 どうですか。

品川専門委員 ちょっとよろしいですか。今、吉川先生が言われたことは、今、すべて日本なんかではプラテリアなり何なりできっちり検査している。それで前提となるものは、陰性となったものについてのわけなんです。ですから、私は非常に低いだろうと、まずおおざっぱに言えるだろうと、どなたも異論はないと思うんです。そうなった場合には、なぜせき柱だけを特別扱いしなければならないのか。もしやるのであれば、脳だとか、せき髄も同じではないかということをおっしゃっているんです。

吉川座長 全部やってもいいんじゃないですかね。特にせき柱を特別扱いする必要はない。それぞれ分布が違いますから、それぞれ脳とせき髄が同じリスクを持つとは思わないし、背根神経節はせき髄と同程度のリスクという格好で、佐多さんのところを見ても、500分の1ぐらいという、一例ですけれども、データも出ているし、そういうある程度の、不十分ではあるかもしれないけれども、リスクを評価するためのデータは部分部分ではそろっているわけですから、サプライヤーというか、導入のときのリスクから始めて、それぞれの過程でどういうふうにそれぞれのリスクが移っていくかというぐらいは、今回たまたま厚生労働省の方から上がってきたものがせき柱だったのでそういう議論になりましたけれども、基本的なサイエンティフィック・エビデンスで評価するという点では、これを特別扱いする理由は私はないと思うんですけれども。

山内専門委員 今の意見というのは、要するに脳やせき髄も全部引っくるめて現在におけるリスク評価をして、そこからせき柱の問題も考えるという、そういうことなんでしょうか。

吉川座長 そういう考え方があっていいんじゃないかと私は思っているんですけれども、どうでしょうか。

山内専門委員 私は結構だと思います。先ほども申し上げたゼラチンの話でも何でも、要するにせき柱だけを特別扱いしてしまったら、これは消えて取り上げる必要がない問題なんです。ですから、全体を考えていって、その中にせき柱も脳やせき髄と同じような位置づけとしてとらえていくべきだろうというふうに思います。

吉川座長 耳標を付けてトレーサビリティができるようになったわけで、何か月生まれでというのもある意味では全体瞬時に把握できるわけで、そういう意味ではもう少し漠とした評価よりは、サイエンティフィックな細かい評価に基づく解析があっていいんじゃないかなという気もするんですけれども。少なくともヨーロッパで幾つかの国が導入のときのそれぞれの国のリスク

評価に基づいた対応を取っても構わないという考えは出しているわけで。

山内専門委員 先ほど小野寺委員の言われたアイルランドの例というのは、あれはEUの委員会でもアイルランドは特別であると、あれがすべてに当てはまるものではないという考え方をしていたと思うんです。いろんな製品におけるリスク評価の考え方は、少なくとも現時点では英国における実験からの病原体の分布や何かああったものに基づいて、それから管理の方向に行っていると思うんです。それで、現状がどれぐらいきれいになったからどうなるかという話ではなくて、まずは少なくとも理論的なこういう危険性に対してどう対応するかという、その議論でいかないと。初めから先の方までいろいろなことをされてしまうと、大変混乱してくるんじゃないかという心配があります。

吉川座長 そうですね。では単純に言えば、アメリカから来る牛と、2001年以降日本で産まれた牛と、どういう危険性の差があるだろうかと、もし議論が出たときはどうなるんでしょうか。

山内専門委員 ともかく、最初に少なくとも理論的というか、実際に病原体の分布状態などに関するデータがあって、それに基づいた対応をやっていくということが必要なんじゃないかということなんです。

吉川座長 それは、私も賛成で、最初の結論はそのとおりで、厚労省の委員会がやったリスク分析が間違えているとは思わないし、そういう意味で背根神経節があるリスクを持って、せき髄と同等のリスクを持っているという結論に疑義をとるわけではない。私が言っているのは、さっきちょうど横山委員が言ったように、我が国の牛という点で考えたときに、6か月の牛から10歳の牛まで同じ一律のリスク評価で全部止めるということが本当にサイエンティフィックなんでしょうかという2番目の疑問です。

北本専門委員 では、座長と横山先生に質問します。いいですか、我々がここ2年の間に検査に携わってきたというのは全て食肉用の牛ですね。日本の牛の現状を先生は把握していますか。すべてプラテリアで検査していますか。

吉川座長 斃死牛は入ってくるんですか。

北本専門委員 いや、日本の現状をというときに、一体日本のBSEは何頭出たかというふうに我々は把握していますか。今も肉骨粉は使用されたという形跡はないんですよ。1996年から、にもかかわらず、何か出たんですか。

吉川座長 それは、あったでしょう。農水省の調査のもので、肉骨粉を与えてしまった農家とその追跡調査もしていると思うんですけれども、5,000頭でしたか。

小野寺専門委員 5,000頭は与えたと言っているわけです。

品川専門委員 ただし、肉骨粉を与えた牛からはBSEは見つかっていないんですが、それではBSEの発生した牛は肉骨粉を食べていないことになっているわけです。それでは一体何で発生したかと、原因は何かということは私はわかりませんし、それから北本委員が言われたように、私は現在の日本のBSEの状況というのは、ある意味ではわかっていない。きちんとしたデータがあるのは食肉検査に伴って検査された、そのデータしかはっきりしたものはないわけなんです。要するに、我が国のBSEの状況というのは、そういう状況の中なんです。今、その中でこういうような話をしていくということだと思います。

北本専門委員 どうも品川委員はいつも紋切型になってしまって、わかりにくいんですが、説明しますと、全頭検査と言っているのは食肉にするものを全頭検査しましょうと。だけど、日本のBSEの現状というのは、何頭出たかというのはまだ全然把握されていない。病牛は一体何頭中何頭出たのかという発表もされていない。検査がどれぐらいのパーセンテージで行われているかという発表すらされていない。その時点で、肉骨粉の禁止が出たといっても、今まで日本で少なくともBSEが出た中で、その牛に肉骨粉が与えられていないとすれば、一体座長が考えられる肉骨粉の禁止というのは有効だというサイエンティフィックなコメントになりますか。

吉川座長 わかりました。それはそうですね。さかのぼって言えば、最初に寺田委員長が言っ

たように、BSEはまだ未だにほとんど感染経路もわからないし、実際に実験的に感染させたとしても経路がまだわからない。たくさん謎が多いんですけども、言いたかったのは、では逆に2001年10月以降あえて肉骨粉を牛に食べさせた農家がどのくらいいたろうかという気もするわけです。食べさせていないものから調査で出なかったから肉骨粉以外が原因だと考えるなら、イギリスが肉骨粉を気にしてここまで押さえてきた説明はどういうふうに考えればいいわけですか。

品川専門委員 それは私に対する質問でしょうか。要するに、これはサイエンスではないところで病気が起きていると言ってもいいかもしれないんです。現実の畜産の行政というと怒られてしまうかもしれないんですけども、行政から始まってすべての畜産業の中で起きていたということなんです。私はそういうふうに思っているわけです。ですから、今、吉川先生が肉骨粉云々という具体的なことを言われても、それはわからないというより言いようがないんです。

吉川座長 わかりました。確かに、データに出てくる部分とは違う現実の部分があるということであって品川委員は言いたかったんだらうと思いますが、私も必ずしも論理どおりに全てが動いているわけでもないし、サイエンティストが全てがわかって対応しているとも思わないので、1つの問題提起としては、今、私が問題提起をしてしまったので、ちょっと混乱を起こしたと思うんですけども、長期的に考えると、永遠にすべてをバーンしていくわけにはいかないということは事実で、それについてはやはりサイエンティフィックなエバリエーションが難しいにせよ必要ではないだらうかということをお願いして、あえてわかっているながら議論をふっかけたようなところもありますけれども。

山内専門委員 先ほど北本委員が背景をもう少し品川先生に説明すべきだったと、私も品川先生云々の話ではないんですけど、ちょっとやはりSRMがどういうふうにして決まってきたかと、その辺のところについてちょっと付け加えたいんですけども。最初から脳とかせき髄とかヨーロッパでやられているものが入っていて、その中に背根神経節が入っていなかったことは、実は我々の委員会の中でも常に非常に神経を使っていたんです。なぜ入れないのかと。ただ、入れられないという行政サイドの問題もいっぱいあったから、それは全然取り上げていなかったと、やむを得ないだらうと。ただ、実際では日本では、食肉の場合には全部、結局、実際に骨を使っていないし、現実的に入っていないということで、まず実質的には安全だらうというふうに考えたわけです。けども、OIEの方針が出て、そして厚生労働省が取り上げてきたということで大変いいと思うので、その段階でこれをやってきたんですね、今まで。では、現在または将来どれくらいきれいになったらどうなるかということ、そういう前提は今まで入っていません。

小野寺専門委員 一応、そういうことでリスク評価をどうするかということなんですけれども、1つはEU委員会の勧告みたいに、1-1ですが、これの最初に英文がたくさんあって、それでその後に日本語の訳が2002年5月16日の科学運営委員会に関して採択と書いてありまして、その意見として2ページに、下の数字で言えば1ですか、それに関して見ると、アイルランドで最近で行われた評価を踏まえて科学運営委員会は次のとおり要請を受けたということで文章はずっと書いてありまして、最終的に下のページの2の方の6.2.bと書いてありますが、そのCのところ、結論的なことで、科学運営委員会は継続的なリスク管理策を実施する際にその前後のヒトの暴露リスクを評価することを加盟各国に提言すると。ですから、各国独自にEU委員会とかそういうこととはまた別にやった方がいいと、こういう場合言っているものですから、そういうことで日本でも同様にやった方がいいのではないかと。確かに、死亡牛に関して数値が出ていないということはあるんですけども、それでも一応、今までの健康牛で7頭か何頭かということに関して、プラスである程度の幅を持たせてリスクは評価できるのではないかと思うわけです。

吉川座長 どうぞ。

甲斐(知)専門委員 1つ質問ですが、少し戻るんですけども、この委員会でわざわざ背根神経節を挙げてくれというようなお話になった背景なんですけれども、先ほどから先生方がおっ

しゃっているように、すべてのSRMに関しての評価というのをちゃんとやるべきだという意見は賛成です。背根神経節も入れて当然やるべきだとは思いますが、それから将来的にだんだん変わってきたときにリスクアセスメントをもっとやれとか、そういうこともいいと思います。ただ、ここで挙がってきた背景について、もしよろしければ品川先生、山内先生に背景を聞きたいんですけども、現在、日本ではせき髄を抜いた後、せき柱はと畜場で取り除かれることはなく回っていると。食肉のところで分けるなら分ける。ほとんど日本ではありませんけれども、諸外国であるようなTボーンステーキが全くないわけではないですね。お店によっては出ているところもありますね。ですから、そのままの形で出ることもあるし、また、先ほど品川先生はゼラチンにはせき柱は入っていないというふうにおっしゃっていましたが、原材料として。

品川専門委員 ヨーロッパの方で。

甲斐(知)専門委員 ヨーロッパで今はということですか。それで、日本は今、せき柱加工処理の方法と、この利用状況を見ますと、その原材料として回っているように読めるんですね、ここに書いてある資料では。だから、これは諸外国の特別な状況というのに当てはまるのではないかと思うんです。日本では、それを背根神経節について特別にここで持ち上げて議論してほしいといったのは、そういう背景かなというふうに私は思ったわけです。ですから、それは特別に取り上げて、現状の状況で本当にSRMというふうに我々はサイエンティフィックにこの委員会で考えたとしても、現実には行政側のあれで回ってきているわけです。使われているわけです。それが止まらない状態であるならば、それをベースにして今の状況で、やはりここでリスクを考えるということは特別にやってもいいのではないかなというふうに思ったんですけども。それはいかがでしょうか。

品川専門委員 今まで、これは言ってみれば、SRMに指定されていなかったから使用が許可されて使われていたということだけです。それで、現実的にこれをもし特定危険部位というような形に指定するとすれば、これは使用できなくなる可能性があるわけですね。ですから、いろいろと。

甲斐(知)専門委員 今、使用するか、しないかは行政では別のことと考えているといていたので、だからここで一応その評価というか、リスクを一度検討しなければいけないのではないかなと思ったんですけども。我々がSRMとここで指定しましょうと。一番初めの話にありましたけれども、いいですね、はいいいですといったところで、それがイコールそのままと畜場から一切出なくなるというわけではないですね。先ほどの事務局からのアンサーでは。だとすると、ここできれいにゼロではなくて、評価を。

品川専門委員 それは、現在、リスクマネージメントの方でどうするかというのが、今度、言ってみれば順序は本来このところで危険ですよということを言えば、そのものを受けた形で検討が始まるはずなんですけど、一応厚労省の方で検討して結論を得ていますので、パラレルな形でここでの検討と同時に、向こうではリスクマネージメントをどうしたらいいかということを始めているという段階です。ですから、要するに危険なら危険なものであるというような形になるとすれば、これはその後どうするかという問題なんです。だから、危険だと言いながら私が何度も何度も言っているのは、危険だと言いながら更にそのところをこの程度だったからいいだろうとか、悪いだろうということが、今の段階で許されるのかということなんです。ですから、まず、第1段階としてきっちりSRMならSRMという形に認めていただいたなら、それは今、全面的に私の個人的な意見ですが、これは使用禁止ですね。食品の原料としては使用することはできない。それで、技術的な問題としてそれはどうするかという、どこでどの段階で取るかということは、これは何もここでの話ということではなくて、厚労省の中で考えればいいことであると思うんですけども。名前の付け方も適当にすればいい。だけど、このところで更にせき柱がどの牛はどの程度危険だ、どの牛はどの程度安全だというようなことを今の段階で私はそれをする必要があるのかなということ。やっと今、そのことを決めただけの段階ですから。

小野寺専門委員 でも、一応加盟国、リスク評価というのはどの程度危ないか、どの程度危険かということを出すのがリスク評価だと思うんですけれども。それはE U委員会の方でも一応あったわけですから。

吉川座長 山本委員、どうですか。

山本専門委員 現時点で、定量的なリスク評価ができるだけの材料があればそれはやるべきですけれども、日本の中でそれが無い限りは定性的なリスク評価をするしかなくて、現在、集められるデータから判断する限り、当委員会ではリスクがあると。その程度についてというか、それは食べたなら危ないということで黒になったわけですね。ただ、頻度についての問題、これについては全くデータの無いので、現時点では定性評価しかないんじゃないかというふうに考えております。もう一点追加させていただければ、ではそのせき柱についてそういうリスク、定性的にはあるということがわかったときに、今度は食品として出回っているものの中にそういうものがどれくらい使われているかということが問題になるわけです。それがどの程度かというのは、まだデータがあればいいんですけれども、今調査中ということで。

吉川座長 それは、厚労省の方が追加調査中というのが最初の事務局からの説明だと思います。

山本専門委員 それが出てきた時点ということになるんだと思うんですけれども、それではちょっと遅いような気もするし、何か海外での状況とか、現時点で集められるものというのを使って、骨エキスですか、ああいうのがどうなのかとか、ゼラチンは現在、品川先生がおっしゃるように、日本では使われているということですね。ですから、使われているということがわかっているものについては危険だということがあれば、やはりゼラチンも危険だと判断せざるを得ないかなと、そういうふうに考えております。

品川専門委員 ちょっとよろしいですか。先ほど山内先生が言われましたように、ゼラチンについては少し言ってみればコンタミネーションがあったときということで、あれはスパイク試験が何かしてやっているわけですね。それで大丈夫だという成績がゼラチンについてはあるわけなんです。

北本専門委員 サイエнтиフィックに見ますと、スパイク試験で使われたのはホモジネートなんです。だから、塊としてコンタミしている、少なくともドルサルルートガングリアンというのは塊として背根神経節にあるわけですね。こういうものをホモジネートと同じ温度で失活できるかという、全然話が違いますので、むしろその塊としてある方が失活しにくいんだというのが常識としてありますので、今のスパイク試験で言うのは、ゼラチンにしても、全部安全かという、塊として存在している場合は危ないかもしれない。

吉川座長 金子先生どうですか。

金子専門委員 委員としていろんな先生方の意見に私は賛成なんですけれども、そもそも日本でこれだけB S Eの体制がきちんとできたというのは、何ていうんでしょうか、疑わしきは罰するような、わからないものに対しては黒という立場を貫いたからだと思うんです。そうすると、その原則はやはりこれに関しても同じ整合性を取るべきであって、崩すべきではないわけで。そうすると、例えばまだデータもはっきりないわけです。北本先生がおっしゃったような点もまだ残っているわけです。それから、実際にどのくらい使われているかについてもまだはっきりしない。厚生労働省が調べているわけですから、やはり基本的には黒であって、なるべく早急に一網打尽にやめてしまうというような立場を取るべきだろうと。先ほど座長がおっしゃったように、わかってくればこれは安全だということは外していけばいいと思うんですけれども、やはり内閣府の食品安全委員会として国民の皆さんに納得していただくためには、やはりそういう立場を取るべきではないかと私は思いますし、皆さん先生方もそういうふうにおっしゃっておられると思います。

吉川座長 どうでしょうか、堀内先生どうぞ。

堀内専門委員 私も皆様の意見と大体同じなんですけれども、現時点では、やはり疑わしきは

黒として扱っていくというのは原則だと思うんです。ただ一方で、これから今徐々に出つつある、これから出るであろうデータを基に、どういう量的な評価ができるだろうか、あるいはこういう検査なり、こういうデータの取り方をしたら、もっとリスクアセスメントするために有効なデータを得られるということを一方で考えていくということも必要ではないかなと。そういうデータが出てきた段階で、要するに今、金子先生が言われたようなケース・バイ・ケースの新たなリスクアセスメントができるのではないかなと思っています。

吉川座長 大体一とおり意見を伺いましたし、第1回目でありますから、いろいろな考え方、ゼロリスクからイエス、ノーの考え方から中間的な考え方から仕訳で考えていく、いろいろな意見が出たと思いますけれども、本当は時間無制限の朝までテレビみたいに議論してもいいのかもしれないけれども、皆さんお忙しいと思いますので、そろそろまとめに入りたいと思いますけれども。もう一回確認しておきたいと思うんですけれども、厚生労働省から上がってきた第1点のせき髄神経根を含むせき柱に関しては、せき髄と同じレベルのリスクを持っているという考え方に関しては賛成すると。そういう点と、現時点でのサイエンティフィック・エビデンスの乏しさ、あるいは日本での情報の少なさを考えると、しかるべき対応を取るべきであろうというふうに考えると。ただ、第2点の食品リスク、その他を含めて定量的なリスク解析を将来のも含めてもう少し厚労省もやると言っていますから、せき柱及びほかの特定危険部位も含めて厚生労働省でやるなり、あるいはここの下の委員会をつくるなりして評価を進めてもらいたいと、そんなところでどうでしょうか。

北本専門委員 評価を進めるのはここなんです。

吉川座長 ここですか。ではここでやらなければいけない。そうすると、ここの下にそれなりの情報を集めるなり何なりで動いてもらえるところがあるんですか。それはまた農水省なり厚労省に投げればいいんですか。こういうデータを集めるというふうに。どういう関係になるんですか。

村上評価課長 我が事務局に、ある程度予算もございまして、こういう点について調査をせよというようなプランを御指示いただければ、私どもの方で事務局としてお手伝いをして、ある程度の調査をすることは可能だろうというふうに考えます。

北本専門委員 あと、もしくは可能であればお願いしたいのは、SRMに相当する処理をすべきであるというのをに入れていただきたいと。それであれば、その加工品に関して我々は心配する必要はなくなるというふうに思いますので。

吉川座長 いいですか。それでは大分時間も迫ってきておりますけれども、言い足りないことはまだあるかもしれませんけれども、これで終わる会議ではないので、第1回目はこの辺で。

北本専門委員 1つだけよろしいですか。事務局をお願いしたいんですが、今朝、このすばらしいビルに入ってくるときに、氏名と、年齢まではなかったと思うんですが、書かされて、できたら専門委員ということでのパスカードというようなことは無理でしょうか。是非検討していただけたらと。年に一回ぐらい集まるのであれば、私は何回でも書きますけれども。

吉川座長 事務局、もしできるなら対応をお願いします。

宮崎評価調整官 事務局というか、このビル管理上の問題なので、ちょっとそれはこちらの方で検討させていただければと思います。

品川専門委員 別の会場を使うということではできないんですか。もっと簡単に入れるような。

宮崎評価調整官 それは可能だとは思いますが、セッティングのいろいろな状況とかもありますので、それも含めて検討させていただければと思います。

吉川座長 それでは、一応厚生労働省の方から意見を求められたわけなので、審議の結果、概要だけ確認しておきたいと思っておりますけれども、伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全確保に関わる食品健康影響の評価について当プリオン専門委員調査会の審議を行ったわけですけれども、6月26日付で出された厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会伝

達性海綿状脳症対策部会においてとりまとめられた背根神経節のリスクについては、せき髄と同定度であると考えられるとする評価結果については妥当であるということで、まず1点目はよろしいでしょうか。

山内専門委員 先ほど北本委員が追加してほしいといったあの文言もやはり入れておいた方がいいと思います。ただ、妥当であるというような抽象的な表現ではない方がいいと思います。

吉川座長 妥当であるという結論と同時に、それに基づいたしかるべき措置を取る必要があると。

山内専門委員 S R M同等と。

吉川座長 S R M相当の。

山内専門委員 同等ではないんですか。

吉川座長 相当の対応を取るべきであるというふうに。

品川専門委員 このところは行政の問題ではないから、ある意味では気にしないで特定危険部位あるいはS R Mというふうに言い切っても私は先ほどのとおり構わないと思うんです。その方がかえっていいと思います。

吉川座長 わかりました。

山内専門委員 私も賛成です。

吉川座長 では、S R Mに含むと、それでいいですね。含めて考えてくれということですね。

品川専門委員 そうすれば、処理も全部決まってしまう。

吉川座長 それから、第2点の方に関しては引き続き科学的知見を収集して、できるだけ早い機会に定量的なリスク解析を当委員会を進めるんですか。そうすると厚労省の方には返さなくていいと。あるいは厚労省の方も並行して進めてくれと。まだやっているといっているわけですから、それを止める理由はないわけです。

北本専門委員 食品のリスクアセスメントをここで、特にプリオンに関してはやるということですから。

品川専門委員 マネージメントだけという形になっているはずですから。

吉川座長 では、ここでやっていくということですから、それは答えなくてもいいわけだ。我々が認識していればいいわけだ。ここでやっていけば。

山本専門委員 諮問に対しては答えなければいけないですけれども。ですから食品のリスクについて評価してくれということを書いてきているわけですから。ですから食品のリスクがあるなしというようなものとか、2点目については。

吉川座長 2点目についてどう委員会で答えていくか。

北本専門委員 S R Mに相当するということが委員会の答えでいいんじゃないでしょうか。それであれば食品には使われませんから。

山本専門委員 現時点では、そういうことであれば食品に対しても安全であるという評価です。

吉川座長 だから行政対応としてはそうなると思いますね。

山本専門委員 ただ食品そのものが、それだけで。

吉川座長 いや、それだけでは済まないで、今、そういう対応を取るにしても、将来を含めてやはりリスク評価は進めてもらわないといけないし、ここでもしなければいけないと思いますので、しかるべきリスク評価の見直しを含めて科学的に分析を進めてくれという2点目の答えをしておけばいいですかね。

品川専門委員 いや、それはここで進めれば。

吉川座長 もう乗っ取ってしまっているんですかね。

北本専門委員 というか、ここがアセスメントの場ですから。

品川専門委員 ここはリスクアナリシス、リスクアセスメントをここが受け入れるとして受け持って、マネージメントは厚労省あるいは農水省が行うということで、それでここができたわけ

ですね。ですからいいんではないですか。

宮崎評価調整官 若干補足させていただきますと、後段の部分というか、勿論厚労省も含めてですけれども、新しい資料が出てくる、新しい知見が出てくるということであれば、それで厚労省も新しい調査をしたということで、必要であればこちらにいただきますし、それを受けてそのときそのときの新しい知見でしかるべきリスク評価をやっていくということ自体は、この調査会の役割になろうかと思imasので、それをここで皆さんに了解していただければということで、そのことも含めて厚労省に改めて言うということにはならないと思imas。

吉川座長 済みません、まとめが悪くて。そういうことで今日の大体の結論としたいと思imasすけれども、いいですか。

ちょうど5分前ぐらいで、大分思った以上にいろいろと議論が第1回目としてはできたと思imasます。ほかに何かございますでしょうか。

それでは、ただいまの経過を当調査会の審議結果として上の食品安全委員会に報告したいと思imasます。

報告書の文言については、時間があれば各委員会にチェックをしていただきたいと思imasすけれども、座長及び座長代理に御一任いただければ幸いと思imasすけれども、いいですか。

北本専門委員 見たいですね。

吉川座長 だから、チェックをしてもらった後で。

北本専門委員 そうですか、はい。

吉川座長 それでは、そういう格好でとりまとめて報告したいと思imasます。事務局の方からその他何か連絡はございますでしょうか。

村上評価課長 特にございません。

吉川座長 それではちょうど12時になりますので、本日の専門調査会の議事を終了したいと思imasます。どうもありがとうございました。

(了)